

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 44 号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 15 年岩手県条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(情報提供手数料) 第 4 条 法第 17 条第 4 項に規定する署名検証者（以下「署名検証者」という。）から、法第 18 条第 1 項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（以下「保存期間に係る失効情報の提供」という。）及び同条第 2 項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（以下「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。）に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を徴収する。 2 <u>署名検証者</u> は、保存期間に係る失効情報の提供又は保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受ける際、情報提供手数料を指定認証機関に納付しなければならない。 3・4 [略]	(情報提供手数料) 第 4 条 法第 17 条第 4 項に規定する署名検証者又は同条第 6 項に規定する <u>団体署名検証者</u> （以下「署名検証者等」という。）から、法第 18 条第 1 項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（以下「保存期間に係る失効情報の提供」という。）及び同条第 2 項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（以下「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。）に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を徴収する。 2 <u>署名検証者等</u> は、保存期間に係る失効情報の提供又は保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受ける際、情報提供手数料を指定認証機関に納付しなければならない。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 44 号）の施行の日から施行する。